2008-3

ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　通巻 161 号 ~~2007.3~~

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

アスベスト対策愛知連絡会結成総会開催！

◆高木理事長が開会の挨拶、よびかけ団体が一年間かけて準備

２月２日(土)14時、アスベスト(石綿)による健康被害の掘り起こしと救済支援などの取り組みを幅広く進めようと、名古屋の東別院会館でおよそ50人が参加して「アスベスト対策愛知連絡会」（以下「会」という）結成総会が開かれました。

全国一の貨物量を取り扱っている名古屋港から荷揚げされたアスベストの輸入量は累計759,113トンで市民の暮らしの中に深く入り込んでいます。そのためアスベスト被害を訴える人や不安を感じている市民は増え続けています。結成総会の様子が「中日新聞」や「テレビ愛知」などで報道されたこともあって、センターへの電話による相談が急に増えました。

「会」の結成は時機に合った取り組みです。ＮＰＯ法人・愛知働くものの健康センター、愛知県保険医協会、全日本建設交通一般労働組合、全日本港湾労働組合名古屋支部、アスベスト被害救済東海弁護団など７つの団体が一年間に亘って議論を重ねてきた結果、会の結成に至りました。

結成総会では、愛知健康センター理事長で、呼吸器科の高木弘己医師は「政府の取り組みの遅れで、アスベスト被害は深刻です。この『会』の結成を機に、粘り強く持続的な取り組みを進めましょう」と挨拶されました。

◆代表に渥美弁護士、記念講演・愛知教育大学久永直見教授

運動方針は、国と企業の責任を明確にしたアスベスト法の改正をめざす、学習会、健康相談、労災申請、訴訟の支援、アスベスト電話相談110番を行う、石綿健康手帳交付を拡げるなどを盛り込みました。結成総会は参加のよびかけ案や規約・役員を満場一致で採択し「会」の代表に渥美玲子弁護士を選出しました。また「会」は会員を拡大し幅広の運動をめざすことを確認しました。

記念講演では、アスベスト問題の第一人者である久永直見愛知教育大学教授が「アスベスト対策に取り組む人に必要な最新情報」と題し話されました。

講演で久永先生は、「労災認定基準量以下のアスベスト繊維でも発症することがあるし、肺ガンのみにとどまらず胃ガンや大腸ガンになる可能性もある。」と言う疫学的な所見を述べられて、参加者は改めてアスベストによる被害や影響の深刻さに驚かされました。　（文責:鈴木 明男）

挨拶する渥美弁護士代表

トヨタ自動車
内野過労死
労災認定裁判

トヨタに指導ぜひ
豊田労基署へ要請

１月21日、原告の内野博子さん、愛労連、すみよい豊田を創る会は、2007年11月30日の名古屋地裁判決が認めたサービス残業が遺族年金算定から除外されている問題に対して、豊田労働基準監督署を訪れ要請を行いました。

一行は、①内野健一さんの残業時間を、全額年金算定の基礎に含めること、②名古屋地裁判決で認められた業務の残業代を払うようトヨタに指導すること。とした要請書を提出しました。

内野さんは、「労災認定申請した６年前はしっかりと労働時間の調査をやってもらえなかった。再び、不十分な調査の結果算出された残業時間45時間に戻されるのは納得がいかない。判決が示した106時間のとおり計算して欲しい。」と強く訴えました。

応対した、豊田労基署・山田第三課長は、「個別事案なので具体的に話は出来ませんが、判決を考慮に入れ、労働時間の確認作業をやっています。トヨタには誠意を持って対応してくれ、と言っています。」と述べるに止まりました。

サービス残業除外問題で、愛知労働局へ要請

２月18日午後４時30分、内野さん、弁護団（水野先生、岩井先生、田巻先生）、支援の会（安藤さん、高橋さん）、健康センターの今枝さん７名で、愛知労働局に申し入れをしました。

労働局は大根課長が対応しましたが、豊田労基署と同じで、「具体的なことは何も言えない」、「内野さんと先生方には悪いが見守って欲しい」、「組織として最優先に位置づけてやっている」と言うばかりでした。

水野弁護士からは「判決からもう大分経つのに、何でこんなに時間がかかるのか。基本方針だけでも言うべきでしょう。」と発言。また、内野さんからは「国が指導すればトヨタは従うと言っているのですから、行政としてしっかり指導して欲しい。」と強く要請しました。さらに、田巻弁護士からも「調査しているというなら、内野さんに時間のことで質問があるとか、いつ聞き取りをするとか、何もないのですか？」と質問しました。しかし、愛知労働局の返事は、前述の一点張りで、進展はありませんでした。

当局は、適当に官僚的な折り合いを付けた数字を出してくるつもりでしょうか。しかし、内野さんや弁護団・支援する会の調査による健一さんの残業時間の算出１４４時間は、判決で認めた１０６時間に近い時間の時間外労働を健一さんがしていたことははっきりしています。

弁護団・支援する会では、時期を考慮して再度、愛知労働局要請に対し、「どうなった？」と要請を行う予定です。ご支援をお願いいたします。

2･11トヨタ総行動で挨拶する内野さん

先頭を行進する内野さん(右端)

トヨタ・デンソー
損害賠償請求
過労・うつ病裁判

いよいよ証人尋問はじまる

「支援する会」事務局担当幹事　金田　堅三

◆事案の概要

デンソー従業員であるKさんは、トヨタ自動車へ出向した後、長時間労働・上司からのパワハラなどによりうつ病を発症し休職に追い込まれました。いったん回復し、デンソーに復職しましたが、デンソーとトヨタ自動車の共同プロジェクトの中で、うつ病を再発。現在も療養中です。刈谷労基署に労災申請しましたが却下されました。Kさんは現在デンソー、トヨタ自動車の業務が原因でうつ病になり、休職を余儀なくされたことに対して、損害賠償を請求する裁判をおこなっています。

◆裁判の現状

今までは主に文書でのやり取りでお互いの主張を述べ合ってきて、論点が明確になったところです。裁判を迅速に進めるということで、今まで何回か法廷ではなく弁論準備手続きという形式の会議室でのやり取りもおこなわれました。

この弁論準備手続きの最後には裁判長から、原告、被告双方に対して和解の可能性について打診がありました。

しかし双方ともこれを拒否し、再び法廷に戻って証人尋問が行われます。裁判官が認めた証人は、原告本人、トヨタ、デンソーの同僚、上司です。

◆主な争点

原告Kさんの業務の過重性、トヨタ、デンソーがそれに対して適切な処置をとったかどうかです。会社側は「Kさんの仕事はそんなに過負荷ではなかった」「パワハラもなかった」と主張しています。

3月27日は最後の弁論準備手続きで、原告のKさんが自分の業務について説明します。これは裁判官からの要望でもあり、カタカナの技術用語が多いKさんの業務を良く理解して証人の陳述を聞くためです。傍聴者にとっても良い機会だと思いますので、是非参加願います。

下記に既に決定している、裁判日程をお知らせします。今年の夏ごろには裁判が結審し、年内には判決がある見込みです。

◆当面の日程

・3月27日(木)午後3時　名古屋地裁4階402号会議室、弁論準備手続き(最終)
　原告が自分の業務について説明します。
・4月25日(金)午後1時～午後5時　名古屋地裁11階1103法廷　証人尋問(原告を含む)
・5月12日(月)午後1時～午後5時　名古屋地裁11階1103法廷　証人尋問

本の紹介

「過労死の労災申請」　諏訪祐美子・色部　裕・共著

過労死？と思ったら読む本。急増している過労死・過労自殺！
家庭に、職場に、そして人事担当者の机の上にも一冊。

マツヤデンキ
小池過労死
労災認定訴訟

障害のある人もない人も安心して働ける社会に

3月26日(水)16時名古屋地裁判決判

◆最終署名集約は、３月２０日

マツヤデンキ豊川店で働いていた小池勝則さんの過労死労災認定裁判は、いよいよ3月26日に名古屋地裁で判決を迎えます。

原告の小池友子さんと支援する会は、これまでに1万6000筆に迫る署名を短期間に集約し、裁判所に提出しました。また、２月22日、３月６日と三の丸周辺で早朝ビラ配布を実施しました。

ビラ配布には、支援する会・国民救援会・愛視障協・争議団など延べで50名に及ぶ参加があり、3500枚以上のビラを配布できました。

ご支援ありがとうございました。なお、お手元にある署名用紙は、３月２０日までに、健康センター事務所までお届け下さい。最終提出は、３月２１日です。ご協力をよろしくお願いいたします。

◆午後３時３０分法廷前集会を予定

判決に先立ち、当日、午後３時３０分から名古屋地裁前で判決前集会を開きます。横断幕・ゼッケンを準備しています。多数のご参加をお願いします。集会では、支援する会、弁護団、原告のから挨拶・経過報告などを予定しています。

また、判決法廷では、弁護団から裁判長に判決理由の解説を要請してあります。当日裁判長から解説を予定しています。判決理由の解説をしっかり聞いてください。

判決後は、桜華会館へ移動し報告集会を行います。　（文責：鈴木明男）

過重労働による脳内出血の労災認定を求めて

◆高齢者の労災認定を求める相談事例から

被災者(72才女性)の業務は梱包された鋼板コイルの出荷前の手続き作業でした。

2007年11月15日午後４時頃、梱包場の床面にあった高圧のエアーホースに足を引っかけホースの繋ぎ部分が外れ大きな噴出音が響き渡りそのまま倒れました。

その後、救急車でＣ病院へ運ばれましたが対応できず、およそ2時間後にＤ病院へ運ばれ入院、脳内出血と診断・治療を受けました。今年1月リハビリテーション病院に転院し機能回復訓練を行っています。

被災者の担当業務業務は2007年９月～11月にかけて業務量が増大しました。10月には時間外労働を96時間もしていました。（9月は67時間・賃金明細書より）また、時間外労働にカウントされていませんが被災者は連日7:00前出勤し8:00時までおよそ60分の準備作業に従事してきました。従ってこの時間を加算すると、11月には120時間を超える時間外労働を行っていたことになります。連日の長時間労働で疲労が蓄積している上にエーアーホースにつまずき、大きな音に驚いたショックが重なり脳内出血を発症し倒れたものだと思われます。

本件は親族の労災申請を愛知健康センターが協力している事案です。

（文責：鈴木明男）

名古屋市の契約違反によるヘルパー派遣事業廃止を問う梅尾裁判

ヘルパー派遣打ち切りの違法性を認める判決を！

3月26日午後1時30分名古屋地裁判決

◆梅尾さんにとって家庭はとても大切な場所

視覚障害者の梅尾朱美さんが、ヘルパー派遣打ち切りによる権利侵害を理由として名古屋市に損害賠償請求している裁判で、1月30日に梅尾さんの尋問が行われました。尋問の中で、梅尾さんは思いのたけを裁判所に訴えました。

梅尾さんは、生後間もなく視力を失い、家も貧しかったために周囲からいじめられるなど大変苦労しました。盲学校を卒業後に結婚したものの、ほどなく相手の男性は病死。「死ねないから生きている」という程、深い悲しみのなか、現在の夫と巡り会い、子どもに恵まれて、梅尾さんは初めて「生きていたい」と感じました。梅尾さんにとって、夫や子どもと暮らす家庭は、とても大切な場所なのです。

◆職員ヘルパーは梅尾さんの「目」の代わり

梅尾さんは、1989年から名古屋市職員ヘルパーの派遣を受けました。

１０年以上の歳月と多くの予算をかけ、名古屋市は職員ヘルパーを、主体的に提案をし、きめ細かいサポートの出来るプロとして育ててきました。職員ヘルパーは梅尾さんにとって自分の「目」でした。梅尾さんの大切な家庭も、職員ヘルパーのサポートで守られてきたのです。

◆突然の打ち切り

ところが、名古屋市は2005年３月にホームヘルプ事業を廃止して民間に委託したため、梅尾さんへの職員ヘルパー派遣も突然打切りになりました。民間企業にとって障がい者の生活の質を守ることよりも利益追求が重要であることは、コムスンの例から明らかです。名古屋市のヘルパー派遣の打切りは、大切な家庭を守り、人間らしく尊厳をもって暮らしたいという梅尾さんの権利を侵害しました。

◆これはみんなの問題です

官から民への流れの中で、利潤追求になじまない福祉までが民間に委託されつつあります。本当にそれでいいのか、立ち止まって考えるべきときにきています。これは障がい者だけの問題ではありません。どうぞ、梅尾さんの闘いを応援して下さい。

取扱団体:名古屋市の契約違反によるヘルパー派遣事業廃止を問う「梅尾裁判」を支援する会
〒461-0043名吉屋市東区砂田橋3-2-101-502　寺西　昭

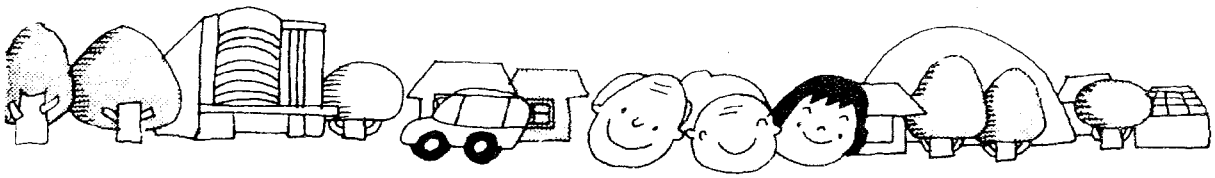

ドラッグスギヤマ
損害賠償請求
杉　山　裁　判

名古屋高裁裁判長へ手紙を！

スギヤマ薬品の控訴審を勝利へ

2007年10月5日、名古屋地裁で、被告会社スギヤマ薬品の主張を全て退ける全面的な勝利判決を獲得することができました。改めて皆様方のご支援に感謝申し上げます。

判決後、控訴を取りやめて判決を受け入れよ！と被告・スギヤマ薬品と話し合いを行なってきましたが、鮎澤弁護士（スギヤマ薬品顧問弁護士）の横柄きわまりない対応によって破談となりました。

今後の予定ですが、初回高裁審理は3月19日(水)午前10時30分から行なわれます。多くの方の傍聴よろしくお願いします。

被告側の提出した訴状によれば、その争点は、①休日の取得日が違っている、②死因は吐しゃ物による気道内閉鎖である、の2点につきます。被告は「休日の間違い」を裁判所に認めさせて、地裁判決が採用した原告の主張全体に疑問を抱かせることを狙ってでもいるのでしょうか。全く許しがたい姑息な発想としかいいようがありません。さらに、死亡原因については、愛知労働局の5名の局医が合意し、労災認定に至った致死性不整脈による心停止という判断をまたも否定して、気道内閉鎖論を蒸し返そうとしています。これらはいずれも地裁判決で完膚なきまでに論破されたものです。

今回、高裁裁判長に対して被告の主張を退け、早期に原告杉山正章さんふじ江さん夫妻の勝利の判決を下すように要請運動を行なうことにしました。

趣旨をご理解いただき、ハガキ・手紙を裁判長宛に出して下さるよう願いします。ご参考に、健康センター理事・今枝さんが出した手紙(下記)を紹介させて頂きます。

＊宛　　先：〒460－1611　名古屋市中区三の丸一丁目四番一号
名古屋高等裁判所民事第二部　裁判長　西島幸男　様
＊投函期日：3月上旬

名古屋高裁 裁判長宛手紙

名古屋市中村区大日町18-10
NPO愛知健康センター理事　今枝 正昭

故杉山貴紀氏の労災認定を認めないスギヤマ薬品に厳しい判決を求める要請

故杉山貴紀さんの突然死は、医学的な知見にもとづく意見書が採用されて、豊田労基署が労働災害との認定を行ったものです。

企業経営者たるもが前途ある若者のいのちを奪ってしまったことに思いをめぐらし、誠意ある対応をすべきでした。ところがあろうことか、この判決を誤りとして、裁判に訴えることは、若者の死に無反省であり、無責任な態度と言わざるを得ません。深刻なことは、いのちを危うくするような労働条件が今も続いていることです。

名古屋地裁の判決は、労災認定を支持するもので、係争を解決するきっかけをつくるものでした。にもかかわらず、さらに高裁の判断を求めるスギヤマ側の態度に控訴権の乱用、豊富な資金をもって、自分に都合のよい判決を引き出す不遜な態度を感じます。高裁の審理を傍聴し、ますますこの感を深くしました。

裁判を長引かせて、被災者を冒とく、遺族の苦悩を続ける人道に背く行為です。高裁の判決は、このような控訴人に厳しい断罪を強く要請します。その際、スギヤマ側がこれまで無視してきた故人の遺品の返却にもふれてほしいと思います。

遺族が要求している経営者の謝罪と、誠意ある損害賠償は当然として、働くものの労働条件の改善についてもふれてほしいと思います。

裁判所が庶民にとっても信頼に足る救済機関であることを実感できる公正な判決を切に願っています。

中部電力
藤田裁判
判決学習会

中電・藤田裁判
名古屋高裁判決を学ぶ

1月23日（水）夜6時30分から労働会館会議室で17名を集めて開かれた。主催は藤田裁判を支援する会と愛知健康センターである。講師は裁判を担当した若手の森弘典弁護士である。

藤田裁判の特徴は労働基準監督署段階ではことごとく退けられ、労災を否定されたことがらが、裁判になってからは、労災認定認定基準にしばられることなく、労働の実態が解明され、業務と自殺との因果関係ありとの結論が導かれたことである。地裁判決では、藤田さんはストレスに対する脆弱な面があり、仕事の能力も高い方ではなかったとした内容であった。高裁の判決では、藤田さんの担当していた業務がいくつも重なっていて、一つ一つの仕事もたいへん難しいものであったことが立証されたことである。一つ一つの仕事を分解してそれぞれが軽度のストレスであるとして労災認定をしりぞけるのではなく、時系列的にそれぞれの仕事がとのように重なりあっていて、全体としてどのようなストレスになっていたのかをみるという手法は大事である。

また、上司の異常なまでのいじめや、パワーハラスメントの実態が丁寧に告発されて、その事実がうきぼりになったことである。この点に関しては裁判官の鋭い分析があったことも見落とせない。パワハラについては何度も繰り返して行われるパワハラも問題だが、一度でも被害者の心に大きなくさびをうちこむような言葉があった場合もその影響を考えなければならないし、パワハラを労災認定の基準に入れさせる必要がある。

高裁では労働の現場を熟知している中電訴訟の原告団の支援があったことが大きい力になっている。支援する会としては傍聴席をいつも一杯にする努力と署名を原告を先頭にたくさん集めたことである。

学習会の後、健康センターで森弁護士を囲んで、懇親がふかめられ、参加者の絆をつよめたことは言うまでもない。　（文責：宮崎　脩一）

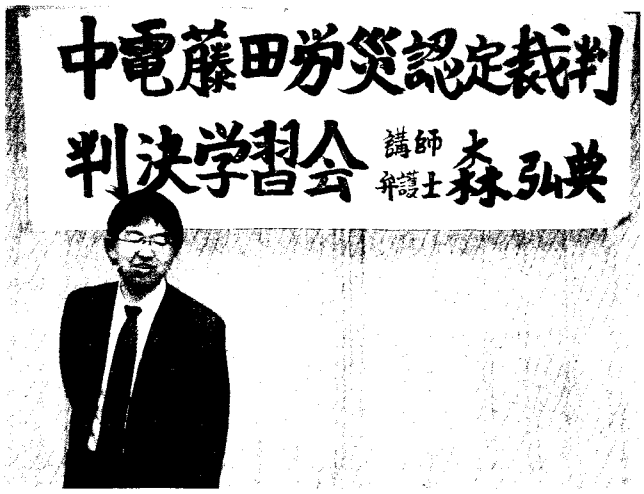

講演する森弁護士

3・16　春の大集会

なくせ貧困、守ろうくらしと憲法

11:00～13:00　集会後パレード

久屋市民広場　愛労連・主催

3・20　県民集会

イラク戦争反対、自衛隊の撤退を・憲法をくらしに生かそう

11:00～　集会　12:00～　栄へデモ行進

中区・若宮広場　憲法と平和を守る愛知の会

ソフトバンク
損害賠償請求
小出過労自死裁判

不当判決から1年、いよいよ証人尋問

証人尋問法廷、5月21日(水)14：30に延期

ソフトバンク・小出過労自死裁判(控訴審)は、名古屋地裁不当判決から1年、いよいよ証人尋問法廷が開かれます。

第5回口頭弁論・証人尋問法廷は、2月21日に予定されていましたが、高裁裁判長の突然死により、5月21日(水)午後2時半に延期されました。場所は、名古屋高裁1001号法廷です。

原告・小出さんは、当時の小出尭さんを知り、証人として法廷に立っていただける方を必死に探しました。その結果、小出尭さんがうつ病を発症した開局当時に、尭さんと勤務されていた元上司の方が証人としてお願いできました。小出典子さんは、証人として引き受けていただき「涙が出るほど嬉しかった。」と述べています。また、二人目の証人とし、尭さんの主治医も採用されています。この主治医は、名古屋地裁でも証人申請をしましたが、証人として採用されなかった経緯があります。お2人とも大変重要な証人であることは間違いありません。お二人には、是非真実を話していただき、ソフトバンクモバイルの嘘を暴いてほしいものです。証人尋問法廷が満席となるようご支援をお願い申し上げます。

◆ソフトバンク(旧ボーダフォン)過労自殺・損害賠償請求裁判HPURL

小出裁判では、ホームページ(HP)を開設し、小出尭さんに関する情報を集めています。ご協力をお願いします。

HPのURLは「http://www.koidesaiban.jp/」です。

ソフトバンク(旧ボーダフォン)
過労自殺・損害賠償請求裁判

過労自殺生まぬ社会めざして、ご支援ください

情報をお寄せください

小出さんを支援する会　TEL/FAX：052-883-6966

アスベストの被害者を救済するために

石綿の健康被害の救済に関する法律の改正を求める請願」にご協力を

アスベスト新法ができて2年が経過しました。政府はアスベスト患者を「隙間なく救済する」と明言しましたが、隙間だらけというのが実態です。

中皮腫による死亡者数は1994年～2006年までに11,046名に上りますが、そのうち労災認定された数は、2,011名しかいません。アスベスト新法による中皮腫患者の認定数も2007年5月末で2,295名しかいません。

その隙間を埋めるために、次のような内容の改正が必要と考えます。アスベスト新法は施行後5年で見直すことになっていますが、それを待たずに法改正が行われるように請願するものです。この署名は4月末まで取り組み、5月に政府要請を行う時に提出されます。アスベスト対策愛知連絡会が結成されました。是非みなさんの廻りの人に訴えて署名を健康センターに届けてください。　(文責：宮崎 脩一)

4月から健康診断が変わります

メタボリック症候群に焦点？
「特定健診」って何

◆特定健診・特定保健指導制度とは

４０～74才までの人を対象にメタボリック症候群と糖尿病の予防を目的にした制度です。これまで自治体で実施されていた基本健診は廃止されます。労安法に基づく事業主が実施義務を負う労働者の定期健康診断は引き続き実施されます。

検査内容は血液検査としては脂質、肝機能、血糖、尿検査となり、胸部Ｘ－Ｐ検査は除かれ心電図、眼底検査、血算（赤血球・白血球の数）は詳細な健診となります。

健診の結果により保健指導が行われます。喫煙歴やリスクの数により動機付け支援と積極的支援に分けられます。

前者は１回の面接と集団による支援が行われ６月後に最終評価されます。後者は3ケ月以上で160ﾎﾟｲﾝﾄ以上の積極的関与と180ﾎﾟｲﾝﾄ以上の励まし支援と指導が必要になります。

これまでは健診が主で保健指導は従の関係でしたが、これからはメタボリック症候群と糖尿病の削減が健診の目的で保健指導が主で健診はそのための手段になります。

健診がどう変わるの？

これまでの健診（老人保健法）→	特定健診・特定保健指導では
問診	○
計測（身長・体重・肥満度）→	○＋腹囲が追加
診察	○
血圧	○
血液検査：総コレステロール →	×
：中性脂肪	○
：善・悪コレステロール	○
：肝機能（ＡＳＴ／ＡＬＴ／γ－ＧＴ）	○
：空腹時血糖	選択制
：ヘモグロビンＡ１ｃ	○
：血色素測定・赤血球数・ヘマトクリット	医師の判断の上で実施
尿・腎機能：尿たんぱく・尿糖	○
：潜血・血清クレアチニン →	×
心機能：心電図 →	医師の判断で
肺：胸レントゲン →	×
：喀痰（かくたん）細胞診 →	健康増進法で行う
眼底検査　医師の判断で	医師の判断で

4月から健診が変わる

健康増進法で大腸がんや子宮がん・乳がん・肺がんの検診は実施されます。一部有料に

（大阪自治労連学習討議資料から）

◆なぜこのような制度を導入するのか

このような制度導入の理由は、生活習慣病のような不健康は自己責任であるとして政府の責任による健康の確保を投げ捨てたことです。

つまり、病気は国民の責任にして医療費の削減を進めるために取り入れられたという危険な側面があります。

職場でもメタボの人と非メタボの人にわけ、メタボの人を排除したり差別をもちこむかもしれません。従来の健診による病気の早期発見と治療という体制がくずされるとともに、公衆衛生は無料という原則から病気の治療は自己負担へと移行させられる危険があります。　また、非正規労働者や50人未満の事業所の健診はどうなるのか。労働者の扶養家族の健診はどうなるのか等問題もたくさん持っているようです。

◆この制度の問題点は･･･

憲法25条の「国民の健康権」と「国の公衆衛生向上の責務」にさだめられた責任を遂行させるためには生活習慣病のみをターゲットにするのでなく「職場・地域を含めた健康つくり」を追求することではないでしょうか。自治体独自の健診の取り組みを強化するとともに、労働組合としてこの問題にどう対処するとよいのが議論が必要です。

（文責:宮崎脩一）

保険法改正の最終要綱案決まる
同意の中身は問わず

団体生命保険裁判・元原告　近藤　弘子

愛知健康センターが発行する「いのちと健康」2007年11月号で、100年ぶりの保険法改正が法制審議会保険法部会で密やかに進んでいることを報告しました。

「中間試案」へは、団体生命保険裁判支援する会メンバーや弁護士ら10名がパブリックコメントを出し、「他人の命に掛ける保険」について、書面による厳格な同意や被保険者証の発行などを求めました。生命保険業界関係からも、非常に多くのパブリックコメントが寄せられていました。

その後審議は急ピッチで進められ、１月の第24回保険法部会で最終要綱案がまとめられ、２月16日の法制審議会総会で要綱が決定されました。最終要綱案は、「他人を被保険者とする死亡保険契約は、被保険者の同意がなければその効力を生じない」としただけで、同意の方法については、「なお検討する」から不問にしました。今までの事件やパブリックコメントの意見を無視し、業界迎合の現行追認法になっています。

左記の団体生命保険裁判グループは、この１月末に伊豆稲取温泉で交流懇談会を開催しました。東京と名古屋から19名が、水野弁護士も忙しい中参加され、現在進行中の団体生命保険裁判や保険法改定について報告と意見交換を行いました。

建設業福祉共済財団事件は昨年最高裁に上告し審理中、まったく問題がないとされているＢグループ保険での四国電力事件も高裁で争われている最中ですが、改定保険法は、これらの事件を解決する力や、これからの悪用の抑止力になるのでしょうか。

「他人の命に掛ける保険」で保険金受取人が会社という団体生命保険が持つ危険性を考えたとき、個人保険とは別に、被保険者の利益を守る規定がどうしても必要です。

この通常国会に内閣提出法律案として出され、法務委員会での審議となります。今後国会やマスコミへも働きかけをしたいと考えています。

ミニコラム

保険金の不払いが増えている。保険料を支払い、保険事項に該当するのになぜ保険金が支払われないのか。

保険会社に第一の責任があるが、政府の責任も免れない。

１９９６年保険は全面自由化された。どんな保険商品を売ってもよろしいことになった。

たとえば、主に女性対象であるが、顔面傷害に限り２倍の保険金を支払うという商品がある。半分でももったいないというケースもあろうが、つまり、商品の種類が多すぎてセールス担当者も覚えられないのだ。

万一の安心よりも我が社の売り上げという、過当競争が不払い多発となったのだ。（曽根岬）

エッセイ

「貧困」・「格差」社会に思う

弁護士　森　弘典

2007年、日本弁護士連合会の調査でスウェーデン、ドイツを訪問した。

スウェーデンでは、生活保護などの社会保障制度だけでなく、保健・医療政策、住宅政策、労働市場政策（雇用、教育）などの社会政策により貧困を防止するという視点を持って貧困問題に取り組んでいる。

日本では生活保護の捕捉率（制度を利用する要件を満たす者のうち現に利用できている者が占める割合）が２割未満で、８割以上の人が最低生活基準以下の生活をしているのに対して、ドイツでは捕捉率が約８割となっており、セーフティネットから漏れ落ちている人が少ない。

一方で日本社会の現状を示す言葉として「貧困」「格差」が言われる。

数字で見ると、平均的な所得の50％以下の所得者の割合（相対的貧困率）は13.5％（2000年）であり、日本の生産年齢（15～64歳）人口における貧困率はアメリカに次いで世界第２位の高率である。

雇用の分野では、非正規雇用労働者（パート・アルバイト、派遣社員・契約社員など）が全労働者の３人に１人、女性では２人に１人超の割合までに増加し、それとともに、低所得者層も増加し、年収200万円以下の給与所得者が1,000万人を超えている。最低賃金はＯＥＣＤ主要９か国中７位の低さで、最低賃金以下の労働者の比率は10％と最下位フランスに次ぐ高さである。私が関わる事件でも、違法な「偽装請負」形態で、３Ｋ（きつい、汚い、危険）の職場で働かされながら、社会保険、雇用保険、労災保険等の保障がなく、経営者の都合のみで解雇され職を失ったケース、ある日突然全社員が請負とされ、歩合のみで無給で仕事をしなければならないなど「請負」の名の下に賃金もなく働かされているケースなど、低い労働条件（低賃金、長時間労働、悪環境、無保険等）で仕事をさせられ、いつ仕事がなくなるか分からない不安定な地位にいる労働者が多い。

教育、住宅、雇用などで連携した貧困防止の社会政策が行われていない社会では、「貧困」「格差」は、それにあえぐ当事者だけでなく、社会全体の「底下げ」を招き、また、次世代にも引き継がれる。

このような状況にあって、「日本はどのような社会を目指していくのか」などと私たちは他人事のように現状を傍観していてはいけない。

最近、「反貧困」を視点に集会を行うと参加者が多く、参加者の層も労働者、障害者、多重債務者、野宿者など多種多様である。逆に言えば、貧困が社会に広く浸透してしまっているのであるが、それは「反貧困」で団結すれば極めて大きな力が結集され得ることを意味する。海外調査を終え、「反貧困」で団結して取り組む必要性を改めて感じている。

書籍紹介

「働く者の労働安全衛生入門シリーズ」(全8巻)

・第1巻「ストレス予防による健康障害とその予防」
医師・須田　民男　著
(ストレスから健康を守るマニュアル書。疲労回復のトレーニングなどを具体的な予防対策を提案)
・第2巻「現代の労働とメンタルヘルス対策」
精神科医・天笠　崇　著
(労働者の心の健康を守るマニュアル書。「三つのレベルの予防」など職場における予防対策を提案)
定価￥1,680円(かもがわ出版)

労働者の健康障害のメカニズムを明らかにし、具体的な予防対策を提起する！

働く者の労働安全衛生入門シリーズ(全8巻)

2008年2～8月、全8巻刊行！

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
3月3日(月)	事務局会議	10:00　事務所
	労働会館火災訓練	11:00
6日(木)	**三の丸ビラ配布(小池・梅尾裁判支援の会)**	8:00　地下鉄市役所5番出口
	第4回理事会	18:30　**労働会館小会議室**
7日(金)	小出裁判を支援する会　第3回総会	18:30　労働会館2階
10日(月)	山田さん公務災害申請手続き	11:00　事務所
11日(火)	名古屋南部地域環境改善のつどい	14:00　ポートビル
12日(水)	アスベスト対策連絡会議事務局会議	14:00　小会議室
15日～16日(日)	公務災害認定闘争交流集会	13:00　伊豆長岡　静雲荘
16日(日)	「なくせ貧困・春の大集会」	11:00　久屋市民広場
	トヨタ・内野過労死判決ビラ配布	午後　ミッドランド前
17日(月)	事務局会議	10:00　事務所
19日(水)	ドラッグスギヤマ損害賠償・杉山裁判	10:30　名古屋高裁1001法廷
20日(木・祝)	県民集会	11:00　若宮広場(矢場町交差点)
21日(金)	中電アスベスト・藤原裁判	11:00　名古屋地裁1103法廷
23日(日)	トヨタ・内野過労死判決ビラ配布	14:00　名鉄・豊田市駅前
26日(水)	梅尾裁判**判決**	13:30　名古屋地裁1104法廷
	マツヤデンキ・小池過労死裁判**判決**	16:00　名古屋地裁1103法廷
4月7日(月)	事務局会議	10:00　事務所
16日(水)	第69回栄総行動	12:00　栄小公園
21日(月)	事務局会議	10:00　事務所
5月1日(木)	メーデー	10:00　白川公園
21日(水)	**ボーダフォン・小出裁判証人尋問**	14:30　名古屋高裁1001法廷
24日～25日	一泊学習会	湯の山温泉・谷氏別荘
6月1日(日)	内野さんを支援する会総会	13:30　安城文化センター